

第9回日本定期報告への事前質問事項

条約の法的地位、可視性、選択議定書の批准

1. 条約の規定を国内立法に完全に取り入れるためにとられた措置に関する情報を提供してください。政府、省庁、議員及び司法に対して、条約と委員会の一般勧告に習熟させるため締約国によって行われた研修、能力構築と意識向上プログラムについて報告してください。そのような研修の影響評価が行われたかどうか示してください。国内裁判所において条約の規定が言及された判例を例示してください。前回総括所見 (CEDAW/C/JPN/CO/7-8) 及び 2018 年の普遍的定期的レビュー (UPR) の勧告 (A/HRC/37/15, paras. 161. 11, 161. 12) に沿って、選択議定書の批准に向けた締約国の検討について説明してください。未批准につながる批准の障碍について教えてください。選択議定書の批准のためのタイムフレームに関連して、「国会の承認」に向けた計画と展望についても報告してください。

立法枠組みにおける差別の定義

2. 委員会の前回総括所見に照らし、また条約第1条及び第2条に従い、直接差別、間接差別、並びに国家及び非国家行為者による公的領域・私的領域における差別を含む、女性に対する包括的な差別の定義を導入するために取った具体的な措置に関する情報を提供してください。マイノリティ女性と少女に対する複合的・交差的形態の差別を禁止し、彼女たちをハラスメントと暴力から保護するための包括的差別禁止法に関する情報を提供してください。締約国におけるマイノリティ集団の女性に対する差別を撤廃するために取られた措置の影響を監視し、または評価する独立した専門機関を設立することへの障碍について説明してください。現在女性が皇位を継ぐことを排除している皇室典範について、女性の皇位承継を可能にするために検討されている措置について詳細な情報を提供してください。

3. 締約国の条約第1条及び第2条の下での義務、及びあらゆる場におけるすべての女性と少女に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための持続可能な開発目標の目標 5.1 と指標 5.1.1 に従い、締約国における立法及び政策の調和プロセスの完了、及び条約がカバーする範囲のあらゆる分野における性別に基づく平等と非差別の促進、執行とモニ

タリングのタイムラインを明示してください。

4. 最近採択された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」と「部落差別の解消の推進に関する法律」の2つの立法枠組みには、ジェンダーの視点、及びマイノリティ女性と少女に対するヘイトスピーチ犯罪に対する制裁と救済の規定が欠けている、と委員会に報告されています。また、両法律ともその範囲において、アイヌ女性と少女を差別から保護していないと報告されています。これらの欠缺に対処するために検討されている締約国の措置を述べてください。委員会の総括所見の勧告 (para. 13(a)) に関連して、結婚の際、結婚前の姓を保持する女性の選択を保護する立法を採択するために取られた行動に関する情報を提供してください。最近の民法改正が再婚禁止期間を100日と規定していることから、現在女性だけに存在する、離婚後再婚するまでの待機期間の廃止に向けて検討されている措置について詳しく述べてください。

国内人権機関

5. 委員会の前回総括所見の勧告 (para. 15) に沿って、人権の促進と保護のための国内機関（訳注：国内人権機関）の地位に関する原則（パリ原則）に沿う、女性の権利を含む幅広い任務・権限を持つ国内人権機関の設立に向けて締約国が取った措置について示してください。2012年に、「人権委員会設置法案」が準備され、国会に提出されたが、現在まで進展はないと報告されています。法案成立を遅らせている障碍を克服するための取り組みについて詳しく述べてください。

女性の地位向上のための国内本部機構

6. 委員会の前回総括所見 (para. 16) に沿って、男女共同参画会議および男女共同参画推進連携会議の任務・権限が定義されているかどうか教えてください。男女共同参画局、男女共同参画会議及び推進連携会議の間の、ジェンダー予算を含む、ジェンダー主流化のための政策・プログラムの調整を確保するメカニズムについて報告してください。第5次男女共同参画基本計画が本条約の主旨に合致して実施されているか監視するシステムの設置に配分された人的・財政的資源、並びに取られた措置についてデータを提供してください。

暫定的特別措置

7. 男女間の事実上の平等を加速するために第4次男女共同参画基本計画において設定された数値目標の影響と成果に関する情報を提供してください。条約第4条第1項及び委員会の暫定的特別措置に関する一般勧告第25号（2004）に従い、法令によるクォータ制を採用する取り組みについて報告してください。また、条約のすべての分野におけ

るマイノリティ女性と障がいのある女性の権利強化のための措置に関する情報も提供してください。第5次男女共同参画基本計画において女性の地位向上に特定して設定された目標と指標について詳しく述べてください。

固定観念（ステレオタイプ）と有害な慣行

8. 男女共同参画社会基本法、第4次男女共同参画基本計画と人権教育の諸計画に関して、女性と少女の性的対象化との闘い、そして、民族的及びその他のマイノリティ女性と少女、とりわけアイヌ、部落、在日コリアンと移住女性に対する性差別的ヘイトスピーチとの闘いの有効性を測定できる情報、データあるいは指標があるかどうか教えてください。教育、雇用、経済とビジネス活動、政治的・公的活動、そして家族関係に反映されている家父長的態度と根強い固定観念をなくすための措置について詳しく述べてください。この点における監視、遵守、点検、苦情申し立て、救済の仕組みを確保するために取られた措置に関する情報を提供してください。

ジェンダーに基づく女性に対する暴力

9. 条約の規定及び委員会の一般勧告第35号にあげられたガイダンスに沿って、ドメスティック・バイオレンス、夫婦間レイプおよび近親姦を処罰する規定を含む、女性に対する暴力の根絶を確保するよう刑法を改正するために取られた措置について報告してください。夫婦間レイプに対する立法について、及びレイプの事例で犯罪を判断するにあたり夫婦間であることが加重要因とみなされるのかどうかについての詳細な内容を提供してください。振るわれた暴力の様々な形態に関して、年齢、民族、場所、在留の地位、国籍、被害者と加害者の関係について分類されたデータを提供してください。捜査件数、加害者の起訴、有罪、処罰件数のデータについて詳しく述べてください。暴力の被害者に提供されるシェルターと支援施設に関するデータを提供してください。そのような場合の加害者の言動を制限する命令の申請に関する詳細な内容を提供してください。また、女性と少女に対する性暴力に関する各種のポルノグラフィを撤廃するために取られた措置についても詳しく述べてください。

10. 優生保護法に関する委員会の前回総括所見（para. 25）に沿って、女性に対する強制不妊手術という形態での過去の侵害の調査結果に関する詳細な情報を提供してください。強制不妊措置の被害者に対する補償及びリハビリテーション・サービスをともなう法的救済へのアクセス提供の具体的措置について報告してください。

11. 学校・家庭で広く行われている慣行としての体罰の蔓延と、法的枠組みにおいてあらゆる状況での体罰の明確な禁止措置が欠けていることが委員会に報告されています。報告期間中の子どもの権利委員会による勧告（CRC/C/JPN/CO/4-5）も参照し、女性と少

女に対する暴力の撤廃に向けた全体的取り組みを支援するために、子どもに対する体罰の禁止と撤廃に向けて取られた措置に関する情報を提供してください。

人身取引と売買春による搾取

12. 「人身取引対策行動計画」のもとで達成した成果について、情報を提供してください。人身取引被害者が利用できる、人身取引被害者認定制度を含む支援プログラムについて、性別、年齢、国籍ごとの最新情報と共に、加害者が受けた起訴、有罪判決、刑罰についての情報を提供してください。女性と少女の人身取引を防止し、被害者を保護し、加害者の訴追を促進するために取られた二国間協力、地域間協力、または国際協力の改善策について詳細な内容を報告してください。また、技能実習制度における改革の実施状況を詳しく述べてください。

「慰安婦」

13. 「慰安婦」に対して行われた侵害に関する締約国の責任の差し迫った、未解決の問題に照らして、前回総括所見 (para. 29) に関して、被害者の真実と正義への権利、並びに十分かつ効果的な救済及び賠償を含む救済の権利を認めることを確保するための協議の取り組み、取られた措置に関する情報を提供してください。指導的地位にある者と公職にある者が、被害者が再びトラウマを受ける効果のある、貶めるような発言を行わないようにするために取られた措置を示してください。

政治的・公的生活への参加

14. 第4次男女共同参画基本計画について、指導的地位の女性の割合を30%とする目標が達成できないことが委員会に報告されています。さらに、政治的・公的生活、特に上級の地位に女性の代表が不足しているということも知らされています。前回総括所見 (paras. 18, 19, 30, 31) に沿って、ジェンダー・パリティ (ジェンダー公正) を達成するための政党に関する立法内容の変更についての情報、及び立法府、行政府、司法府における女性の参加に関する最新の統計を提供してください。また、その法律に不遵守に対する制裁が含まれているか、また実施のための仕組みが設置されているかどうかを示してください。その法律が直近の選挙に適用されたのであれば、得られた成果に関するデータを提供してください。意思決定における女性の参加の重要性について、また締約国において必要な女性のエンパワーメントに向けて、意識向上のためのキャンペーンや他の取り組みが行われたかどうか示してください。第5次男女共同参画基本計画における指導的地位に女性をつけるための目標割合と取られる戦略に関する情報を提供してください。

国籍

15. 婚外子が母親の国籍を付与されることに関して女性が直面する問題について、女性に法的手段を確保するために締約国によって検討されている措置に関する情報を提供してください。二重国籍の禁止及び国籍法の抵触によって女性と少女が無国籍の状態に陥る場合、彼女たちの国籍取得に関する締約国により想定される保護措置についても詳しく述べてください。

教育

16. 科学、情報通信技術を含む技術、工学、数学（STEM）並びに医学、社会科学など、伝統的に男性が優勢な研究分野を含む高等教育の入学と修了における女性の割合を拡大するために取られた、暫定的特別措置を含む具体的な措置に関する情報を提供してください。統計が、名門大学においてジェンダー割合が歪んでいることを示し、大学の入学試験の不平等な慣行によって、STEM の分野、特に医学部において女性の受験生の合格が妨げられていると報告されています。また前回総括所見の勧告（para. 33(b)）に沿って、教育分野における上級管理職と意思決定の地位における女性の割合と女性教授の数を増やすために取られた措置に関して、最新のデータとともに詳しく述べてください。

17. 委員会に提出された情報によれば、アイヌと部落の少女たちは奨学金の利用が容易にできず、朝鮮学校の生徒たちは高校就学支援制度や公的奨学金制度から排除されています。地方自治体政府が朝鮮学校への助成金を削減したと報告されています。この点に関して説明してください。締約国は、いじめ及びマイノリティ女性や少女を標的にした人種差別的表現を含む、教育機関における女性と少女に対する暴力の防止、処罰、撤廃のためにどのような対応を考えているのか詳しく述べてください。また、障がいのある少女の教育へのアクセスにおける障壁に関して報告してください。学校の必修カリキュラムに、責任ある性行動を含め、性と生殖の健康と権利に関する年齢に応じた教育を含めるために取った措置に関して、情報を提供してください。締約国が学校教育制度を通して、ジェンダーステレオタイプな考え方や態度をなくすために行った意識向上と敏感さを促す取り組みについて報告してください。

雇用

18. 2015 年の職業生活における女性活躍推進法、労働基準法及び他の関連する法の下で行われた、労働市場において根強く続く男女の水平的・垂直的職業分離、及び広範にわたるジェンダー賃金格差に対する具体的な取り組みを示してください。同一価値労働同一賃金原則の実施状況について報告してください。委員会の前回総括所見の勧告（para. 35(c) (d)）に沿って、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するために禁止し、適切な制裁を規定する法的枠組み、及び妊娠・出産・育児を理由とするものを含む、雇用における差別事例において被害者に司法へのアクセスを提供する法的枠

組みを採択するための取り組みについて明らかにしてください。職場におけるセクシュアル・ハラスメントの事例、セクシュアル・ハラスメント並びに他の形態の差別事例についての調査結果をデータとともに報告してください。労働基準監督官の実施した調査の種類、件数、及び労働基準監督官の直面した困難について詳細を述べてください。

19. 両親休暇、男性の育児責任への平等な参加及び十分な保育施設を確保するために締約国によって取られた措置に関する情報を提供してください。家事労働者の権利に関する意識向上のための、及びこの集団の保護を提供するための具体的なプログラムが整備されているかどうか示してください。マイノリティ女性と移住女性に対する雇用分野における政策のインパクトに関する情報をそれぞれに分類して提供してください。ILOの基本条約の一つである、差別待遇（雇用及び職業）条約（1958年、第111号条約）の批准に向けた措置の詳細を提供してください。また、母性保護条約（2000年、第183号条約）、家事労働者条約（2011年、第189号条約）、及び暴力とハラスメント禁止条約（2019年、第190号条約）の批准の検討に関する情報も提供してください。

健康

20. 委員会に提出された情報によると、締約国の刑法は人工妊娠中絶を禁止し、母体保護法の規定は、人工妊娠中絶について配偶者の同意を要求しています。前回総括所見の勧告（para. 39(a)(b)）に沿って、これらの規定を改正するために締約国が意図している措置に関する情報を提供してください。女性のための安全な人工妊娠中絶へのアクセス可能性と利用可能性を拡大するために取った措置について報告してください。人工妊娠中絶のサービスを必要とする女性に対して、安全な中絶方法に関する科学的に正しい情報を提供するための締約国による取り組みを示してください。委員会の前回総括所見（para. 39）に沿って、女性と少女の自殺を防止することを目指した、目標と指標を含む包括的な計画の採択について締約国が実施した取り組みに関する情報を提供してください。この問題に対処するために導入された他のいかなる措置についても、その成果についてのデータを統計とともに詳しく述べてください。

21. 放射能汚染の影響を受けた女性の健康状態について詳しく述べてください。福島第一原発に関連して認められた健康被害を示し、福島県における放射能の影響を受けた、妊娠している女性を含む、女性と少女に医療措置を提供するための制度が設置されたかどうか教えてください。委員会に提出された情報によると、たばこの利用が女性と少女の健康に有害な影響を及ぼしており、締約国において女性の死因の4.88%であり、妊娠している女性を含む女性と少女のより多くが間接喫煙の影響を受けています。屋内の公共の場と職場における喫煙を禁止し、魅力的な宣伝用包装を抑止する、たばこ規制に関する世界保健機関（WHO）枠組条約への締約国の義務と法律を一致させる上でのギャ

ップに対応するための締約国の取り組みを示してください。

経済的・社会的給付

22. 貧困による女性と少女への不均衡な影響を最小限にすること、寡婦、障がいのある女性と高齢女性に最低限の生活水準を保障することに特に注意を払った年金制度の改革に関する前回総括所見の勧告（para. 41）に関連して、締約国によって行われた取り組みと達成された成果について報告してください。災害弔慰金の支給等に関する法律にジェンダーの要素を取り入れること、及び締約国における女性の起業を活性化する取り組みに関する情報を提供してください。

農村女性と不利な立場に置かれている女性の集団

23. 締約国の農村地域の女性の状況、特に土地利用と土地所有権を改善するための措置に関する情報を提供してください。意思決定や政策形成への女性の参加を確保するために取った措置について詳しく述べてください。委員会の前回総括所見の勧告（para. 43）に関連して、家族経営における女性の労働を認めるための所得税法の見直しの現状について報告をしてください。アイヌ、部落、在日コリアンを含む先住民族と民族的マイノリティ女性、障がいのある女性、レズビアン、バイセクシュアル、トランスジェンダー女性、移住女性、高齢女性、寡婦が、教育、雇用、保健、政治的・公的活動への参加において直面している、交差的形態の差別に対処するために取った措置について詳細な報告を提供してください。また、これら女性たちの司法へのアクセスと、シェルター、福祉サービス、法律や心理カウンセリングなど、その他のサービスへのアクセスのために取った具体的措置を示してください。

気候変動及び災害リスク低減および管理

24. 女性に対する気候変動の不均衡な影響に関して、及び委員会の、気候変動における災害リスク低減のジェンダーに関する一般勧告第 37 号に沿って、締約国の気候変動緩和・エネルギー政策について、それらが女性の権利の保護促進をどのように具体的に確保するのかについて詳しく述べてください。報告期間中の中央防災会議のメンバーの女性割合に関してデータとともに明らかにしてください。また、委員会の前回総括所見の勧告（para. 45）に関連して、地方公共団体防災会議のメンバーの女性割合もデータとともに報告してください。締約国の気候変動への適応と災害リスク低減の枠組みにジェンダーの視点を取り入れる規定を示してください。

結婚および家族関係

25. 委員会の前回総括所見の勧告（paras. 49(a) (b)）に照らして、離婚しようとする女性に配偶者の経済的状況に関する情報へのアクセスを提供することを含む、離婚する夫

婦のための明確な手続きによる、婚姻財産の分配を管理するために締約国によって取られた措置を示してください。両親が離婚する際の子どもの福利の保障を確保するために締約国によって取られた措置について詳しく述べてください。報告によると、婚外子について言及する際、「非嫡出子」という法律用語がいまだに使用されています。そのような用語を撤廃し、未婚の母から生まれる子どもに対する社会的差別を撤廃するための具体的な措置について報告してください。

(JNNC 訳・矢澤澄子・山下泰子監訳)